

連絡先

国民投票
法改正

公正・透明なルールのもとで憲法改正論議を



スポットCM禁止などの改正を提案します

憲法改正は、衆院では100人以上、参院では50人以上の賛成で国会に発議でき、両院それぞれの本会議で3分の2以上の賛成で可決されれば、国会が憲法改正を発議して国民に提案が行われます。

国民投票は、憲法改正の発議をした日から60日以後180日以内で国会の議決した期日に行われます。この国民投票のルールについては、「日本国憲法の改正手続に関する法律」(国民投票法)が定めています。

しかし、現在の国民投票法のままでは、国民が正確な情報に基づく多様な意見に基づいて賛成か反対かの判断を行うことができる環境が十分に備わっているとは言えません。国民一人ひとりの自由な言論・活動を最大限に尊重しつつ、公正・透明なルールのもとで国民投票運動が行われるよう、国民民主党として独自の改正案をとりまとめました。

Ⅱ 広報の充実強化等

(国民の判断に資する情報提供・環境整備)

国会が憲法改正を発議したときは、その改正案を国民に広く知らせるため、国会の衆参両院の議員から選ばれた委員で組織する国民投票広報協議会が設置され、国民に対して改正案の内容や参考にすべき事項、賛成意見・反対意見などを中立・公平・平等に広報することになります。この広報活動の充実・強化を提案しています。

- 1 憲法改正案の広報の充実強化 (国民投票公報、放送・新聞広告、説明会、ホームページ等)
- 2 投票環境の整備等
- 3 多様な意見の公正かつ平等な紹介

Ⅲ 国民投票と国政選挙の重複回避

憲法改正の是非といった政策的な事項を争点とする国民投票と、政権の在り方を争う国政選挙との性質の違いにかんがみ、国政選挙の選挙期間と国民投票の期日等が重ならないようにします。

Ⅰ 公正な国民投票運動等の実施

(資金力の多寡等による不公正防止)

- 1 政党等によるスポットCM禁止
- 2 運動資金規制
 - ① 収支透明化 (支出額1000万円超)
 - ② 支出限度額 (5億円)
 - ③ 寄付の規制 (寄付限度額・外国人寄付の禁止の条文を検討中です)
- 3 インターネット運動規制 (運動主体の表示)
- 4 投票日当日の国民投票運動の禁止



つくろう、
新しい答え。

